

基本

植木の生産本数と出荷本数/年間 (平成25年1月1日～12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含む植え付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	品目名	生産本数	出荷本数
高中木常緑広葉樹	記入例 ヒバ類	152本	98本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の高中木常緑広葉樹の計		本	本

高中木針葉樹(主な例)			
ヒバ類	ヒノキ類	レイラントヒノキ類	ビヤクシン類
スギ類	ニッコウヒバ	ツツゲンストウヒ類	カイヌカイナキ
			ツカエソラツ
			サクラ類
			マキ類
			その他

高中木常緑広葉樹(主な例)			
ソコ	セイヨウカナム類	サザナカ	トキワマンサク
ハチカナム	シラカシ	ヤツツバキ	モッコク
			オリーブ
			ツバキ類
			キンモクセイ
			サカキ
その他の高中木常緑広葉樹の計		本	本

高中木落葉広葉樹			
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の高中木落葉広葉樹の計		本	本

高中木落葉広葉樹(主な例)			
ハナミズキ	ウメ類	ウヤキ	ヤマモミジ
サルスベシ	ハナカイドウ	カヅラ	コナラ
			ヒメシヤラ
			ナツツバキ
			ヤマボウシ
			コブシ

裏面にもご記入願います。

植木の生産本数と出荷本数/年間 (平成25年1月1日～12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含む植え付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	品目名	生産本数	出荷本数
低木落葉樹	記入例 ツルハハリー	168本	110本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の低木落葉樹の計		本	本

低木常緑樹(主な例)			
ツルハハリー	ドウダツツツジ	ユキヤナギ	ニシキギ
シモツゲ	レンギョウ	アジサイ類	ユスラウメ
			ミツバツツジ
			ボタン
			ハギ
			その他

低木常緑樹			
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本
その他の低木常緑樹の計		本	本

低木落葉樹(主な例)			
サツキ	オオムラサキツツジ	カルメツツジ類	オタクサナンテン
アゼビ	キンメツゲ	シヤクナゲ類	カンツバキ
			マサキ
			アオキ
			シギミ
			その他

その他の植木			
	タケ	本	本
	大型ヤシ類	本	本
		本	本
		本	本
		本	本
		本	本

基本

グランドカバー類の作付(ほ場)面積と出荷量/年間(平成25年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

- ①1坪(㎡)≒3.3㎡
- ②1畝(セ)≒1アール=100㎡
- ③1反(たん)≒10アール=1,000㎡
- ④1町(ちよう)≒1ヘクタール=10,000㎡

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、作付(ほ場)面積と出荷量を記入してください。

種別	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量
雑穀類	記入例 オカメザサ	54	1,619 鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の雑穀の計			鉢
つる性類	記入例 オカメザサ	ウマザサ	オロシマチク
		ウマザサ	チゴザサ
		コゴザサ	チゴザサ
		オロシマチク	チゴザサ
		チゴザサ	など
		など	
その他のつる性類の計			鉢
つる性類(主たる例) チアカカズラ		ヘデラ・カナリエンス	など

大草本類	品目名	作付延べ面積(㎡)	出荷量
大草本類			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の大草本類の計			鉢
大草本類(主たる例) シバザクラ類		タマユウ	リュウノヒゲ
		シヤガ	ヤブラン
			アヘリフ
			ほか

芝の作付延べ面積(㎡)と出荷量(㎡)/年間(平成25年1月1日～12月31日)			
品目名	作付延べ面積(㎡)	出荷量	㎡
芝草	㎡	㎡	㎡

●東京都告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の
第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除す
る予定であるので告示する。

平成二十六年八月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

大島町野増字間伏ミヤノヤブ一六〇番四・同番五・同
番七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、
同番八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局
農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

規 程 (選)

●東京都選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関
する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年八月一日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法に基づく少額領収書等の写し
の開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関
する規程(平成二十二年東京都選挙管理委員会規程第一

号)の一部を次のとおり改正する。

「登記簿」の「選挙管理委員会事務局」に「選挙管理委員会事務局」を追加する。

「登記簿」の「選挙管理委員会事務局」に「選挙管理委員会事務局」を追加する。

「事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、30日間延長を求められます。期間の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由、事務の状況などを記載した書面を東京都選挙管理委員会に提出いただきますようお願いいたします。」

「事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、提出期間の延長を求められます。期間の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求める期間(30日間)及び延長しなければならぬ正当な事由を記載した書面を東京都選挙管理委員会宛てに提出してください。提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、提出命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限の期間(31日以上60日以内)及び当該特別な事情を記載した書面を提出してください。」

「年 月 日付けの 国会議員関係 政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項の規定に基づき、国会議員関係政治団体から提出期間の延長の申出がありましたので通知します。」

「年 月 日付けの少額領収書等の写しの開示請求については、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項の規定に基づき、下記のとおり提出期間の延長の申出がありましたので通知します。」

「年 月 日付けの 国会議員関係 政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、当該国会議員関係政治団体から提出期限までに提出されませんでしたので、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第16項の規定に基づき通知します。」

「年 月 日付けの少額領収書等の写しの開示請求について、下記の国会議員関係政治団体から提出期間内に提出されませんでしたので、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第16項の規定に基づき通知します。」

記

提出のなかった国会議員関係政治団体の名称

「開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、枚数、手数料については、下表をご覧ください。」
「開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、枚数、手数料については、下表をご覧ください。」
「ご提出ください」や「提出してください」 「事務所」や「東京都選挙管理委員会事務局」 「場所」や「及び場所」 「送料」や「及び送料」

附則
この規程は、公布の日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十五号
次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により平成二十六年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができな団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月一日
東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
みんなの党東京都大田区議会第1支部	今津 英幸	今津 ユキ子	大田区大森北5-16-1
みんなの党東京都北区第2支部	石川 小枝	石川 清	北区赤羽西1-41-5
たちあがれ日本豊島区第一支部	廣瀬 貞義	西 慶二郎	豊島区南池袋2-17-11
秋山てつお後援会	秋山 哲男	森川 隆夫	町田市野津田町3540-17
新しい練馬をつくる会	菊池 紘	阿部 弘明	練馬区豊玉上2-20-7
いまづ英幸後援会	今津 英幸	今津 ユキ子	大田区大森北5-16-1
上杉裕之後援会	上杉 裕之	上杉 理香	世田谷区新町2-17-9
オール町田・手をつなぐ会	高見澤 邦郎	森川 隆夫	町田市野津田町3540-17
小川かつみ後援会	小川 正道	小川 良一	狛江市猪方3-23-6
奥田けんじ後援会	奥田 憲二	内藤 崇	中野区弥生町1-51-9
憲政懇話会	名取 憲彦	山崎 勝広	大田区大森西4-6-6
公益法人研究・行政研究所	河嶋 茂雄	河嶋 茂雄	千代田区西神田2-7-6
坂井和彦後援会	坂井 和彦	相川 雅一	西東京市西原町4-5-41
篠原としお後援会	篠原 歳雄	篠原 喜久恵	江戸川区中葛西2-18-16
庄司洋子さんを応援する会	白石 正美	宇根 直次	調布市多摩川7-24-25
新宿区長選挙の投票率を50%にする会	浅羽 福士	清水 敏正	新宿区三栄町4
政治結社興亜青年義塾行動隊	高橋 忠義	高橋 忠義	品川区豊町2-10-4
政友塾調査会	八重畑 素弘	柳澤 勝人	杉並区成田東5-12-23
調布・市民の声	白石 正美	宇根 直次	調布市多摩川7-24-25
島嶼元気みらいの会	小坂 満	沖山 新	品川区南品川6-11-19
なかの子どもたちの未来	大島 哲也	内藤 崇	中野区弥生町1-51-9
八王子市民党	西條 幸夫	花崎 秀幸	八王子市八日町4-9
八王子市を考える市民の会	上島 義智	上島 儀望	八王子市めじろ台1-9-1
平田みつよしと歩む会	平田 充孝	鈴木 健太郎	葛飾区立石1-21-2
ひろせさだよし後援会	後藤 康吉	西 慶二郎	豊島区南池袋2-17-11
松村一也を応援する会 日々草	松村 一也	松村 智代	板橋区仲町25-5
みねぎし実後援会	峯岸 實	山形 圭子	葛飾区堀切7-22-6

●東京都選挙管理委員会告示第九十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により平成二十六年六月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月一日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
みんなの党東京都第4区支部	広瀬 雅志	広瀬 雅志	大田区大森北1-23-8
衆議院議員松原仁の会	池田 剛久	池田 剛久	品川区大井1-54-3
東京島嶼振興研究会	池田 剛久	池田 剛久	八丈町三根1451-1
広瀬雅志後援会	広瀬 雅志	広瀬 雅志	大田区山王4-28-6

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百六十一条第一項第三号（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

平成二十六年八月一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬けやきホール	清瀬市元町一丁目6番6号
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市コミュニティプラザ	清瀬市下清戸一丁目212番地の4
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立松山地域市民センター	清瀬市松山二丁目6番25号
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立野塩地域市民センター	清瀬市野塩一丁目322番地の2
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立下宿地域市民センター	清瀬市下宿二丁目524番地の1
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立竹丘地域市民センター	清瀬市竹丘一丁目11番1号
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立中清戸地域市民センター	清瀬市中清戸四丁目847番地
平成26年7月7日	清瀬市選挙管理委員会	清瀬市立中里地域市民センター	清瀬市中里四丁目1301番地

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人緑サポート八王子
- 三 代表者の氏名
千明 武紀
- 四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市めじろ台三丁目四十五番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、雑木林の下草刈・間伐等による里山の保全事業、植生調査や里山を保全・再生する為等の調査研究事業、自然観察会等による環境学習事業、自然環境保護に関する普及・啓発事業を行い、住民に身近な自然環境・景観の維持保全を図ることで、生活環境と自然環境が調和し、自然と人間が共

生でける豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シニアエキスパートフォーラム
- 三 代表者の氏名
佐立 弘臣
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋人形町二丁目十七番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、曾って産業界で活躍していた人々及び現在活躍中の人々の中で、自分が持つ専門知識や経験を活用して社会貢献をしたいという考えの人々を糾合して“シニアエキスパートフォーラム”を設立し、それぞれの人脈や専門知識・技術・技能を有機的に活用して新たな活動の場を創出すると共に、創出された場での活動を通して産業再生への貢献ひいては社会貢献を行い、併せてシニア自身の健康維持や活性化に役立てることを目的としている。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こぶしの会
- 三 代表者の氏名
村山 美智恵

四 主たる事務所の所在地
東京都大田区本羽田三丁目二番十八ー五一〇号

五 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民に対して、生活向上に必要な食事サービス及び家事援助活動を行い、子ども達も含めて地域の支え合いに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本NPOセンター
- 三 代表者の氏名
早瀬 昇
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区大手町二丁目二番一号 新大手町ビル
- 五 定款に記載された目的
この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を越えた民間非営利組織(NPO)の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人都市工会

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 澤井 安勇</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クリエイティブ・ケア</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、グローバルな都市化時代を迎え、社会における都市のプレゼンスが高まりつつあることに鑑み、都市に関心を有する幅広い市民および団体・機関等を対象として、都市をテーマとした情報・知見の交流・発信、都市政策に関する調査・研究・提言等に関する事業を行い、都市の持続的発展と活力ある市民社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年八月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>三 代表者の氏名 東京 潤、上吉原 隆浩</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、マンション管理組合・マンション区分所有者に対してマンション管理組合の運営及び建物施設の維持保全建替え等の支援に関する事業等を行い、まちづくりに係る問題の改善や解決を図り、マンション維持管理の向上と住民の住環境の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区入谷四丁目十五番七号</p> <p>三 代表者の氏名 田村 静雄</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マンション管理組合ネットワーク東京</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、高齢者及び地域住民の交流を目的としたイベント・交流会等の企画・開催に関する事業、高齢者に対する各種支援事業、介護従事者並びに従事希望者に対する知識・技術の向上のための勉強会等の企画・開催及びその支援に関する事業、介護・介護予防についての調査・研究及びその結果の公表並びに情報の提供に関する事業、医療・介護に携わる個人・団体との協力・支援に関する事業を行い、高齢者が地域社会から孤立しない社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年八月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区東新橋二丁目五番二号 汐留シティセンター10F</p> <p>三 代表者の氏名 金本 昭彦</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエル</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十三日</p>
<p>三 代表者の氏名 本木 潤、上吉原 隆浩</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、マンション管理組合・マンション区分所有者に対してマンション管理組合の運営及び建物施設の維持保全建替え等の支援に関する事業等を行い、まちづくりに係る問題の改善や解決を図り、マンション維持管理の向上と住民の住環境の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区入谷四丁目十五番七号</p> <p>三 代表者の氏名 田村 静雄</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マンション管理組合ネットワーク東京</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区東新橋二丁目五番二号 汐留シティセンター10F</p> <p>三 代表者の氏名 金本 昭彦</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエル</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十三日</p>

北村 潤(喜多村 潤)

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町一丁目三番地 ダイアン麴町ビル

一F

五 定款に記載された目的

この法人は、パキスタン・イスラム共和国(以下「パキスタン」という。)にて、現地の基本的教育の普及、教育施設を整え、自主的に物事を解決できる人材を増やすための活動をする。また、パキスタン企業と日本企業の取引を増やし、パキスタンと日本の法人や個人、団体が互いに交流を持つていくことにより、より日パ関係を円滑にすることを目的として活動する。その活動を通し、日本の法人や個人、団体が深い交流を通して達成感や充実感を感じ、一体となつて活動ができることができるようにする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とうきょう防災教育振興協会

三 代表者の氏名

佐藤 和男

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区弥生町五丁目九番五号 ルーブル中野弥生町二〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の方々に対して、地方行政と協働し、防災教育の普及活動や防災関連事業を行うことで

地域の力を高め、災害に強い地域社会の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002